

はんだ健康マイレージ事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、健康増進の主体である市民一人ひとりが、「自分の健康は自分で守る」意識を醸成し、生涯を通じた社会で支える健康づくりを図ることを目的とする「はんだ健康マイレージ」事業（以下「マイレージ事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 マイレージ事業の内容は、健康増進に取り組むことでポイントを獲得し、100ポイントの獲得者は、県内の協力店で使用できる「あいち健康づくり応援カード～MyCa～（まいか）」が交付されるものとする。

(対象者)

第3条 マイレージ事業の対象者は、15歳以上の市内在住・在勤・在学の者とする。

(ポイントの交付)

第4条 ポイントの交付は、健康増進に関する活動を行う団体（以下「対象事業者」という。）が実施する事業にて行うものとする。

2 対象となる事業及び交付するポイントは、別表のとおりとする。

(ポイント交付の許可申請)

第5条 対象事業者がポイントの交付を行おうとするときは、はんだ健康マイレージポイント交付許可申請書（様式第1）に必要書類を添えて市長に申請するものとする。

(ポイント交付の許可決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、許可の可否を決定するとともに、はんだ健康マイレージポイント交付可否決定通知書（様式第2）により、その旨を対象事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 ポイント交付許可の決定を受けた対象事業者は、事業実施後速やかに実績を取りまとめ、はんだ健康マイレージポイント交付実績報告書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

対象となる事業	交付するポイント
人間ドックや特定健診、職場や学校の健康診断等	<u>40</u> ポイント
がん検診や歯周疾患検診など予防検診	<u>20</u> ポイント
健康づくりに関する講座やイベントへの参加	10ポイント
<u>個人の健康づくりに関するポイント</u>	<u>1</u> ポイント
<u>いいね！ポイント</u> ※健康課が定める条件をクリアされた方に付与	<u>10</u> ポイント

様式第1（第5条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

はんだ健康マイレージポイント交付許可申請書

はんだ健康マイレージ実施要領第5条に基づき、以下のとおりポイントの
交付を申請します。

対象事業名	事業内容	実施日 (期間)	参加見込数等

様式第2（第6条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

はんだ健康マイレージポイント交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、はんだ健康マイレージポイント交付については、はんだ健康マイレージ実施要領第5条に基づき、以下のとおり（許可する・許可しない）ことに決定しましたので通知します。

（許可しない：理由 ）

1 ポイント交付許可の内容

対象事業名	実施日(期間)	交付するポイント

2 ポイント交付の条件

ポイントは、対象事業の参加に対し交付するものである。また、ポイントは貸与するスタンプにより交付し、スタンプはその他の用途に使用してはならない。

様式第3（第7条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

はんだ健康マイレージポイント交付実績報告書

はんだ健康マイレージポイント実施要領第7条に基づき、以下のとおり実績報告をします。

対象事業名	実施日 (期間)	交付した ポイント	ポイント交付数 (対象事業の参加者数 等)